

要綱第 74 号

住むなら宇和島応援金給付要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

宇和島市長 岡 原 文 彰

住むなら宇和島応援金給付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇和島市への移住を促進するとともに、子育て世帯の定住を図るため、住宅の新築又は中古住宅の購入に要する経費に対し、住むなら宇和島応援金（以下「応援金」という。）を給付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 47 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、居住用に供する部分の延べ床面積が 50 平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅（居住部分の延べ床面積が総面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。
- (2) 住宅の新築 新たに建築された住宅で、建築工事完了の日から 1 年を経過せず、かつ、人が居住したことの無い住宅を建築又は購入することをいう。
- (3) 中古住宅 宇和島市空き家バンクに登録されている住宅をいう。
- (4) 移住者 令和 4 年 3 月 1 日以降に当市に転入した者のうち、転入した日の前日から起算して過去 1 年の間に当市に住所を有しておらず、転入後 1 年を経過していないもの
- (5) 移住世帯 世帯員の半数以上が移住者で構成されている世帯
- (6) 子育て世帯 当市に住所を有し、応援金の交付を申請する年度の 4 月 1 日において 18 歳未満の者又は申請時において 1 歳未満の者若しくは妊婦を含む世帯をいう。

(応援金の給付対象者)

第 3 条 応援金の給付を受けることができる者 (以下「給付対象者」という。) は、移住世帯又は子育て世帯の世帯主であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 世帯員のいずれかが住宅の新築又は中古住宅 (3 親等内の親族が所有するものを除く。) の購入に係る契約を行い、当該住宅の所有権を有する者

(2) 世帯全員 (同居する親の世帯を含む。) に前住所地を含め市町村税等の滞納がない者

(3) 取得した住宅に 5 年以上定住する意思がある者

(4) 世帯全員 (同居する親の世帯を含む。) が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない者

(5) 過去に応援金及び宇和島市移住者住宅改修支援事業費補助金の給付を受けたことがない者

(給付対象経費)

第 4 条 給付の対象となる経費 (以下「給付対象経費」という。) は、住宅の新築又は中古住宅の購入に要する 50 万円以上の経費 (土地購入費を除く。) とする。

(応援金の額)

第 5 条 応援金の額は、給付対象経費に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 50 万円のいずれか低い額とする。ただし、世帯主又は世帯主の配偶者の親と同居する場合は、15 万円を加算する。

(給付申請)

第 6 条 応援金の給付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、住むなら宇和島応援金給付申請書 (様式第 1 号) に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 取得した住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し

(2) 給付対象経費を支払ったことを証する書類

(3) 取得した住宅に係る登記事項証明書の写し

(4) 取得した住宅の位置図及び各階平面図

(5) 世帯全員の市町村税等の滞納がないことを証する書類

(6) その他、市長が必要と認めた書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める提出期限とする。

(1) 移住世帯が申請する場合 転入日から起算して 1 年以内。

(2) 子育て世帯が申請する場合 取得した住宅の新築又は購入の日から起算して6か月以内。

(給付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、応援金の給付を決定し、「住むなら宇和島応援金給付決定通知書(様式第2号)」により、申請者に対し通知するものとする。

(応援金の請求)

第8条 前条の規定により応援金の給付決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)が応援金の給付を受けようとするときは、住むなら宇和島応援金給付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(給付決定の取消し)

第9条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、応援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、応援金の給付決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(応援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により応援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が給付されているときは、期限を定めて給付決定者にその返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、応援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。